

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書(回答)

【陳情事項】

【1】自治体の基本的あり方について

① 憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

(回答)

憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて医療・介護・福祉を始めとする社会保障施策の充実を図るよう努めてまいります。

② 各種の臨時交付金などは時限措置でなく、恒久的な制度となるよう国に要望するとともに、国からの交付がなくなっても、市町村独自に施策を継続実施してください。

(回答)

各種の臨時交付金など恒久的な制度となることを願っており、また国に要望してまいります。また国からの交付金がなくなった場合、市独自の施策が継続実施できるよう努めてまいります。

③ 税滞納世帯等への行政サービス制限条例は導入しないでください。

(回答)

税滞納世帯への行政サービス制限条例の導入は、現段階では考えておりません。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

① 低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

(回答)

低所得の高齢者対策として、介護保険料の減額を実施していますが、今年度より要件を拡充し、世帯収入が年収120万円以下で預貯金等の資産もなく生活が困窮している人について対象としています。(昨年度までは世帯収入80万円以下でした。)

② 低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

(回答)

対象者は保険料の減免と同じですので、今年度から対象者の収入要件を拡充しました。

③ 新基準による要介護認定について

ア. 10月からの「見直し」による介護認定が4月からの新規の認定者も含めて「利用者不在」の認定にならないよう必要な措置を講じてください。

(回答)

10月1日以降の認定申請分につきましては、見直された新基準の調査方法で実施します。

イ. 要介護認定者やその家族・関係者などにわかりやすい説明書を配布してください。

(回答)

更新手続きの案内送付時に、チラシを同封します。

ウ. 認定調査員をはじめ介護サービス従事者に「見直し」内容の研修、説明会をおこない現場の混乱がおきないようにしてください。

(回答)

認定調査員には研修を実施し、介護サービス事業所には情報提供していきます。

④特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

(回答)

特別養護老人ホームは第5期(平成24～26年度)に、小規模多機能型居宅介護は第4期(平成21～23年度)に整備する計画です。入所が可候補できるような助成制度については特に考えていませんが、該当する施設に依頼をしていきます。

⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

(回答)

国からの支援(補助金等)を基本とし、市独自の財政的支援は特に考えていません。

(2) 高齢者福祉施策の充実について

①配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

(回答)

現在、介護保険事業で配食サービス事業として必要な方については、毎日配食しております。また、必要に応じて、軟飯、おかゆ、刻み食、治療食についても利用いただいております。なお、会食方式は、1人暮らし高齢者を対象に社会福祉協議会でふれあいサロンで会食、レクリエーション等の事業を実施しております。

②高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般財源で実施してください。

ア. 敬老バスや地域巡回バスなどの外出支援

(回答)

現在、無料の巡回バス「くるくるバス」の運行をおこなっております。また、バスの利用が困難な方に対し、外出支援サービスを行い、医療機関や公共施設への送迎事業を実施しております。

イ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への援助など多面的な施策の拡充

(回答)

市内2箇所のまちかどサロンを設け、高齢者が気楽に立ち寄れる場の提供等、介護予防のための事業を実施しています。

(3) 障がい者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

(回答)

介護度のみでなく、障害高齢者自立度又は認知症高齢者自立度を合わせて状態を把握し、認定しています。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

(回答)

広報、パンフレット及びケアマネジャーを通じて周知に努めています。なお、対象となると思われる人には介護認定通知書に案内チラシを同封して通知しています。また、認定書の交付については、従前から申請により交付しています。

2. 高齢者医療などの充実について

①後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にしてください。少なくとも、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

(回答)

非課税独り暮らしの助成制度を継続していきます。非課税世帯への拡大は考えていません。

②70歳から74歳の高齢者が2割負担になった場合、1割分を助成して、自己負担を1割負担に据え置いてください。

(回答)

国の政策に準じた制度のため、考えていません。

③後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。

(回答)

相当な収入があるにもかかわらず保険料を納めない悪質な者に限って、資格証明書を発行することになっています。

④後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。

(回答)

県の福祉医療制度に合わせた適用とします。

⑤肺炎球菌ワクチンの接種費用の助成制度を設けてください。

(回答)

接種履歴の管理に関する課題があるため、当面その考えはありません。

3. 子育て支援について

①中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。

(回答)

平成20年10月1日より、中学校卒業まで医療費無料制度を拡大しました。

②妊産婦健診は、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。超音波検査は、厚労省通知に示されているように、最低4回を年齢制限なしに助成してください。

(回答)

今まで愛知県では、広域で受診ができるよう県内同一内容の検査及び単価で契約し実施していました。住民(県民)が受けやすく、公平に受信できるよう平成22年度に向けて、国から示されている検査項目の実施に向け調整中です。超音波検査についても同様です。

③ヒブワクチンの任意予防接種の費用を助成する制度を設けてください。

(回答)

ヒブワクチンについては、供給が不安定で、希望者に対しスムーズに接種ができていない状況です。また、ヒブワクチンの予防接種についての知識も人それぞれで、今後進めるにあたり、知識の普及を含め啓発が必要と考えます。それらを考え合わせ、今しばらく助成制度については実施を見合わせます。

④就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.3倍以下の世帯までとしてください。

また、申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。

(回答)

就学援助を受けようとする保護者は、現在学校へ「就学援助受給申請書」を提出していただいています。これは、申請後、校長が要保護及び準要保護児童生徒に係る世帯票(家庭状況の変動や学校長としての意見等を整理した書類)を作成し、教育委員会へ申請することと連動しています。したがって、受付窓口を拡大する予定は現在ありません。また、就学援助制度を今後拡大する予定も現在ありません。

4. 国保の改善について

①保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。

(回答)

平成21年度も平成20年度並に一般会計からの大幅な繰り入れをいたしました。また、減免制度の拡大につきましては、考えておりません。

イ. 少子化対策として就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。

(回答)

均等割りとは、収入に応じて賦課するものでなく、医療給付等の受益の対象となる被保険者に均等に課するものですので、中学生以下であっても相応の負担をいただきます。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。

(回答)

考えていません。

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

(回答)

減免要件の拡大は考えていません。

②保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳の年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育終了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

(回答)

福祉医療の対象者は除外します。また、義務教育終了前の子どもについても、発行しておりません。

イ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には、正規の保険証を交付してください。

(回答)

国保税が一定期間以上滞っている世帯につきましては、納税相談を行うため短期の保険証を交付することとなります。

ウ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。

(回答)

納税相談を行い納付を促していますが、再三の催告にもかかわらず、連絡、納付がない加入者には、場合によっては、滞納処分を行う必要があると考えています。

③一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度の案内チラシ・申請書などは、行政窓口および医療機関の窓口におくなど、制度を広く住民に周知してください。

(回答)

低所得者に係る基準の見直しを行い、本市においては実施済みです。周知につきましては、広報誌において行っています。

5. 障がい者施策の充実について

①障がい福祉サービス、自立支援医療、補装具の利用料負担、施設での食費などの負担を、市町村独自に軽減してください。

(回答)

ご意見としてお聞きします。

②市町村が行っている地域生活支援事業(移動支援・地域活動支援センター・日常生活用具等)の利用料をなくして下さい。

(回答)

ご意見としてお聞きします。

③親亡き後の障がい者の生活を守るために、ケアホーム・グループホームの建設・設置費補助、運営費補助を市町村単独で行ってください。

(回答)

ご意見としてお聞きします。(原則的には、国又は県の補助金で対応します。)

6. 健診事業について

①特定健診、がん検診、歯周疾患検診の自己負担金を無料としてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。

(回答)

特定検診(国保のみ)、歯周疾患検診については自己負担はありません。がん検診については65歳以上の方の自己負担はありません。また、生活保護世帯又は市民税非課税世帯の方は費用が免除されます。個別医療機関委託方式の特定検診及びがん検診の実施期間は、6月から11月です。ただし、子宮がんについては4月から3月としています。集団方式については、生活習慣病予防検診として通年で実施しています。

②40歳未満の住民を対象に健康診査を自己負担無料で実施してください。

(回答)

生活習慣病予防検診のひとつとして血液検査、胸部レントゲン撮影を中心とした内容の検診を実施しています。自己負担は2,000円ですが費用の見直しは考えていません。

③歯周疾患検診を毎年無料で受けられるようにしてください。

(回答)

集団方式で成人歯科検診を実施しており費用は無料です。

7. 生活保護について

①憲法25条および生活保護法に基づいて、生活保護申請を認めない或いは妨害することのないようにしてください。また、保護が必要な人には早急に支給してください。

(回答)

生活保護の申請権は侵害しないように配慮しております。早急に保護が必要と判断した場合には、他機関の融資制度を案内しております。住居のない方にも、対応できる体制をとっております。

②愛知県通知(2008年12月11日)に基づき、稼働能力や居住地のないことを理由に生活保護申請を拒否することのないようにしてください。

(回答)

厚生労働省の基準に基づき、申請業務を行っています。当然のことではありますが、「ホームレス等に対する適正な生活保護の適用について(通知)」(平成20年12月11日付、20地福第991号)は遵守して業務は行っています。

③そのために、専門職を含む正規職員を早急に増やしてください。

(回答)

現業員等の職員については、標準数を確保しています。しかし、生活困窮者及び生活保護受給者へのきめ細かい支援を行えるよう職員の増員に努力していきます。

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し、安心してらせる年金制度を確立してください。また、社会保険庁の解

体をやめ、民営化は凍結してください。

- ②後期高齢者医療制度は廃止してください。国民健康保険への国庫負担を増額してください。
- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護認定基準を元に戻してください。介護労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。
- ④義務教育終了までの医療費無料制度を創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充してください。
- ⑤消費税の引き上げは行わないでください。

(回答)

ご意見としてお聞きします。

- ⑥社会保障費2200億円の削減方針を撤回してください。また、これまでの医療費抑制策で崩壊寸前の医療現場を救うために、国の責任で医師・看護師不足を解消してください。

(回答)

8月17日付けで要望書を提出していますが、今後も、医師・看護師不足を解消するため、国に対する意見書・要望書の提出につきましては適宜対応をし、医師・看護師の確保に努めてまいります。

- ⑦障害者自立支援法を早急に廃止し、障害者総合福祉法を制定してください。
- ⑧介護保険サービス利用者としてされている、65歳以上の障害者および40歳以上の16特定疾病該当者のうち障害として認定されているものに対して、介護保険を優先適用するのではなく障害者施策を優先適用してください。

(回答)

ご意見としてお聞きします。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

- ①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。
- ②後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にするための医療費助成制度を設けてください。当面、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。
- ③70歳から74歳の高齢者が2割負担になった場合、自己負担を1割負担に据え置くために、1割分を助成する医療費助成制度を設けてください。
- ④後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。
- ⑤子どもの医療費助成制度の対象を通院についても中学校卒業まで拡大してください。
- ⑥国民健康保険への県の補助金を増額してください。
- ⑦精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。
- ⑧障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くしてください。

(回答)

ご意見としてお聞きします。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ①愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。
- ②低所得者に対する独自の保険料および一部負担金の減免制度を設けてください。

- ③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。
- ④ 後期高齢者の意志が十分反映できる制度的保障として、後期高齢者の代表を含む後期高齢者医療制度運営協議会(仮称)を設置してください。

(回答)

ご意見としてお聞きします。

以上